

# 生活保護基準下げは違憲

## 神奈川で48人提訴

国の生活保護基準引き下げは憲法25条違反だとして、神奈川県在住の48人が24日、国と横浜など7市を相手取り、引き下げ処分の取り消しなどを求めて横浜地裁に提訴しました。集団訴訟は全国25番目で原告は800人を超えました。

原告らは提訴後に記者会見。脳梗塞で左半身まひの武田新吾さん(48)は「保護費引き下げの理由は物価変動だというが、最低限度の生活とあるのになぜ削れるのか。食事回数や減らし、おかずを削る大変な生活実態から許せない。誰もが、いつこうなるのかわから

ない」と提訴への思いを表明。ブラック企業で発症した、うつ病や糖尿病を抱える加賀敏司さん(51)は「働こうにも生活保護を抜ける職種がなく、抜け出したくても抜け出せない奴隷制度に近い状態」と述べ、月末は食事が1日1回などの実態を語りました。

弁護士は「引き下げは、これ以上下げたらいけないとしたレベルをさらに引き下げるもの。憲法25条の最低限度の生活の『健康』に関わる食事や栄養を切り下げています。文明国家とは言えない」と語りました。



横浜地裁に向かう、原告・弁護団と支援者ら＝24日、横浜市